

令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金 (インセンティブ交付金) の評価結果及び交付額について

第1 制度の概要

1 制度の概要について

- ・平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化された。
- ・この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、国が市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設した。
- ・令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けが強化された。

2 主な指標

- ・PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
- ・ケアマネジメントの質の向上
- ・多職種連携による地域ケア会議の活性化
- ・介護予防の推進
- ・介護給付適正化事業の推進
- ・要介護状態の維持・改善の度合い

3 前回(令和4年度)からの主な変更点

- ・自己評価が難しい評価項目の趣旨の明確化
- ・第9期計画策定に向けた各種調査に関する指標の追加
- ・文書負担軽減に関する評価指標の見直し
- ・災害対策に関する評価指標の見直し
- ・平均要介護度の変化に関する評価指標の充実
- ・高齢者の就労的活動に関する評価指標の整理統合

第2 評価項目について

1 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価項目について

評価指標	配点	得点	達成できなかった主な項目	理由及び今後の対応
I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築				
	170	170		
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進				
(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等	100	100		
(2)地域包括支援センター・地域ケア会議	165	125	<ul style="list-style-type: none"> 全ての包括支援センターに、3職種に加え、事務職や専門職を配置していない(-10点) 地域包括支援センターが地域に出向き介護離職に関する相談会を実施していない。(-10点) 介護離職防止に向け、専門職や関係機関と連携した取組を行っていない。(-10点) 	<ul style="list-style-type: none"> 3職種は配置しているが事務職等は配置していないため、必要に応じて配置を検討していく。 相談会という形で実施はしていないが、個別の相談に随時対応している。 地域に出向いた際に、包括支援センターが相談窓口であることを周知していく。 地域包括支援センターは実施していない。市の取組として、リハビリテーション専門職（理学療法士）を派遣し、介護職員の腰痛防止等に係る手法の取得により介護人材の定着に向けた取組を行っている。(R5年度から)
(3)在宅医療・介護連携	120	120		
(4)認知症総合支援	140	110	<ul style="list-style-type: none"> 認知症カフェの設置していない。(-5点) 本人ミーティング、家族介護者教室の開催やピアサポーターによる活動の支援を行っていない。(-5点) ステップアップ講座を修了した認知症サポーターによる支援チーム等の活動グループ（チームオレンジなど）を設置していない。(-5点) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間運営の認知症カフェがあるため、市による設置は行わない方針。社会資源掲載の冊子等による周知を継続していく。 今後、認知症地域支援推進員（地域包括支援センターに配置）の活動の中で取り組んでいく。 チームオレンジ：R5年度設置。
(5)介護予防/日常生活支援	560	330	<ul style="list-style-type: none"> サービスC（短期集中予防サービス）を実施していない。(-40点) 高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与していない。(-60点) 	<ul style="list-style-type: none"> 制度開始時及び随時必要性を検討しているが、サービスによる効果が期待できず、需要も見込めないため、サービスCは行わない方針である。 現在実施している介護予防ボランティアポイント制度が該当するため、次年度より達成可能。
(6)生活支援体制の整備	90	70	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の移動に関する支援を実施していない。(-15点) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、移動に関する課題（市内運行バスの駐車場の通いの場等への利便性について）を把握し、関係所管と情報共有を行った。今後も課題の把握を行い、必要性を検討していく。
(7)要介護状態の維持・改善の状況等	600	150	※全て数値評価分 <ul style="list-style-type: none"> 一定期間における要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況によって点数が自動的に配分される。(-450点) 	
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進				
(1)介護給付の適正化等	120	120		
(2)介護人材の確保	120	114	<ul style="list-style-type: none"> 事務負担軽減に関する取組が十分ではない。(-6点) 	<ul style="list-style-type: none"> 事務改善に積極的に取り組む。
合計	2,185	1,409		

第3 評価結果

1 国からの評価について

	令和5年度	令和4年度
保険者機能強化 推進交付金	964点/1,355点 (全国187位、県内15位)	1,110点/1,375点 (全国26位、県内1位)
介護保険保険者 努力支援交付金	445点/830点 (全国670位、県内26位)	480点/730点 (全国135位、県内4位)
合計	1,409点/2,185点 (全国343位、県内19位) ※県内1位は宮若市	1,590点/2,105点 (全国50位、県内1位)

2 点数が下がった要因について

- 令和5年度は、令和4年度に比べ合計得点が181点下がっている。要因として、国が交付金を算定するに当たり、各自治体が取組内容により得点できるものと、第1号被保険者数や平均要介護度の変化率（短期・長期）の推移に対し国が配点を行うものがあり、今回は国が配点を行うものについての点数が大きく下がったことが要因である。

3 交付額について

	令和5年度	前年度比	令和4年度
保険者機能強化 推進交付金	12,148千円 (全国276位、県内9位)	-7,028千円	19,176千円 (全国231位、県内8位)
介護保険保険者 努力支援交付金	13,588千円 (全国323位、県内10位)	-4,438千円	18,026千円 (全国244位、県内8位)
合計	25,736千円 (全国305位、県内10位) ※県内1位は福岡市	-11,466千円	37,202千円 (全国238位、県内8位) ※県内1位は北九州市

4 交付額の推移について

- 合計点数が前年度より低かったことに加え、国の予算が対前年度比▲約50億円とされたため、各市町村の交付額について一律に減額されている。

第4 交付金の使途について

1 保険者機能強化推進交付金

対象経費 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付適正化に必要な経費
充当先事業 地域包括支援センター運営事業費
充当金額 12,148千円
(※金額は正式に決算時に確定する予定)

2 介護保険保険者努力支援交付金

対象経費 介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業のうち包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る経費
充当先事業 介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防普及啓発事業
充当金額 13,588千円
(※金額は正式に決算時に確定する予定)